

# 常勤役員報酬規程

財団法人 健康・体力づくり事業財団

## 財団法人健康・体力づくり事業財団常勤役員報酬規程

### (総 則)

第 1 条 財団法人健康・体力づくり事業財団(以下「財団」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

### (報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、俸給及び通勤手当とする。

### (俸給月額)

第 3 条 俸給月額は、別表の範囲内で、理事長が定める。

### (俸給の支給日及び支給方法)

第 4 条 俸給の支給日は、毎月20日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日(以下「支給日」という。))とする。

2 俸給は、通貨で直接役員に支払うものとする。

### (新たに役員となった者の俸給)

第 5 条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。ただし、退職し、又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その翌日から俸給を支給する。

### (役員でなくなった者の俸給)

第 6 条 役員が退職し、又は解任されたときは、その日までの俸給を支給する。

2 役員が死亡した場合には、その死亡の日の属する月の俸給を支給する。

### (俸給の日割計算)

第 7 条 前2条の規定により俸給を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として、日割により計算する。

。

### (通勤手当)

第 8 条 通勤手当の支給については、財団職員給与規程を準用する。

- 附 則（昭和54年6月6日制定）  
この規程は、昭和53年5月1日から適用する。ただし、財団設立準備のため、財団設立準備室に在職した役員については、昭和53年4月1日から適用する。
- 附 則（昭和55年3月28日改正）  
この規程の改正は、第2条及び改正後の第8条関係は、昭和54年12月1日から適用し、第3条関係は昭和54年10月1日から適用する。
- 附 則（昭和56年6月23日改正）  
1 この規程の改正は、昭和56年6月1日から適用する。  
2 旧社団法人国民健康・体力づくり運動協会の常勤役員から引き続き財団の常勤役員となった者の報酬は第2条の規定にかかわらず当分の間、俸給及び特別手当とする。
- 附 則（昭和58年12月1日改正）  
1 第9条第1項の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。  
2 別表の改正規定は、昭和58年4月1日から適用する。
- 附 則（昭和59年12月27日改正）  
この改正規定は、昭和59年4月1日から適用する。
- 附 則（昭和61年1月16日改正）  
この改正規定は、昭和60年7月1日から適用する。
- 附 則（昭和62年1月16日改正）  
この改正規定は、昭和61年4月1日から適用する。
- 附 則（昭和63年1月11日改正）  
この改正規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 附 則（昭和64年1月6日改正）  
この改正規定は、昭和63年4月1日から適用する。
- 附 則（平成2年1月17日改正）  
この改正規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 附 則（平成3年1月16日改正）  
この改正規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 附 則（平成4年1月10日改正）  
この改正規定は、平成3年4月1日から適用する。

- 附 則（平成 5 年 1 月 1 8 日改正）  
この改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 5 年 1 2 月 1 日改正）  
1 この改正規定は、改正の日から適用する。ただし第 2 条及び第 8 条の改正規定は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。  
2 この改正規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 6 年 1 1 月 2 5 日改正）  
この改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 7 年 1 1 月 2 8 日改正）  
この改正規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 8 年 1 2 月 1 9 日改正）  
この改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 9 年 1 2 月 1 7 日改正）  
この改正規定は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 1 4 年 1 1 月 1 5 日改正）  
1 第 9 条第 1 項の改正規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。  
2 この改正規定は、（前項に規定する改正規定を除く。）平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（平成 1 5 年 1 1 月 1 1 日改正）  
1 この改正規定は、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から適用する。  
2 平成 1 5 年 1 2 月に支給する特別手当から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。  
一 平成 1 5 年 4 月 1 日において役員が受けるべき俸給、特別調整、通勤手当の月額合計額に百分の 1 . 0 7 を乗じて得た額に同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額。  
二 平成 1 5 年 6 月に支給された特別手当の額に百分の 1 . 0 7 を乗じた額。
- 附 則（平成 1 6 年 3 月 3 0 日改正）  
この改正規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

役 職	俸 給 月 額
理 事 長	1,302,000円以内
常 務 理 事	1,204,000円以内